株主各位

証券コード 6440 2022年3月4日

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

JUKI 株式会社

代表取締役 内 梨 晋 介

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況に鑑み、株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討下さい。書面または電磁的方法(インターネット等)によって議決権をご行使いただきます場合の行使期限は、次頁の2022年3月25日(金曜日)午後6時となります。よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年3月28日 (月曜日) 午前10時
- 2. 場 所 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1 JUKI株式会社 本社東棟3階多目的ホール
- 3. 会議の目的事項
 - 報告事項 1. 第107期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第107期 (2021年1月1日から2021年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための

報酬決定の件

以上

[・]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

[・]株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttps://www.juki.co.jp)に掲載させていただきます。

[・]法令及び定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

「株主総会参考書類」の37頁~47頁をご高覧の上、議決権行使をお願い申し上げます。 議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会へ出席される場合



株主総会開催日時

2022年3月28日(月)午前10:00

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。 また、本招集ご通知をご持参下さい。

株主総会へ出席されない場合

書面による議決権行使

行使期限

2022年 3 月**25**日(金) **午後6時**到着分まで



同封の議決権行使書用紙に賛否をご 表示いただき、行使期限までに到着 するようご返送下さい。

インターネットの スマート行使で議決権行使

行使期限

2022年3月25日(金) 午後6時まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、議案に対する賛否をご入力下さい。

詳細は次頁をご確認下さい。

インターネットの ウェブサイトで議決権行使

行使期限

2022年3月25日(金) 午後6時まで



当社指定の議決権行使ウェブサイト にアクセスしていただき、画面の案 内に従って、議案に対する賛否をご 入力下さい。

詳細は次頁をご確認下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

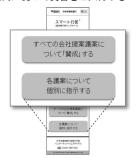
スマート行使 QRコードを読み取る方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく 議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取って下さい。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。 QRコードを読み取れるアプリケーション(又は機能)が導入されていることが必要です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記 「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権 行使ウェブサイトにアクセスして、再度議決権行使をお願 いいたします。

※ORコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

ウェブサイトへのアクセスで行使 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

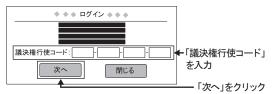
議決権行使 ウェブサイト

https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

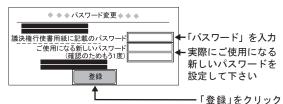
議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。



② 議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード(ID)」をご入力下さい。



③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。なお、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
 - ※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。 ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
 - ※書面とインターネットによる議決権行使を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回ご行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
 - ※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行 証券代行部

<u>ත</u> 0120-768-524

(受付時間 平日 午前9時~午後9時)

事 業 報 告

(2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、アジアや中南米等の新興国で新型コロナ感染拡大の影響が継続しているものの、いち早く回復した中国経済の拡大やワクチン接種が進んだ欧米など先進国での経済活動の活性化により回復局面に入ってまいりました。

当社を取り巻く事業環境は、一部国・地域で新型コロナ感染拡大の影響はあるものの、お客様である縫製工場の稼働率向上や5Gなどに牽引された半導体関連等の需要拡大により設備投資需要の回復が進み、またお客様のサプライチェーン分断への対応(生産地分散化)など、当社のビジネスチャンスに繋がる動きも出始めており、前年と比較すると大幅に改善しております。一方で、主に工業用ミシンで一部部品の供給不足や物流の混乱が続いております。

また、AI/IoT/5G等技術革新の加速、市場/顧客の変化などニューノーマルな環境への対応や"持続可能な開発目標(SDGs)"への取り組み強化が求められる中、当社は2020年から2022年までを計画期間とする中期経営計画フェーズⅡを見直し、付加価値構造改革及びコスト構造改革を強力に推進し、併せて6つの変革(6X)で事業戦略と体制戦略の変革を強力に推し進めることで、成長軌道への回帰と質的変換に取り組んでまいりました。

※6つの変革

- ①ボーダレスX:新興国市場(ミドルマーケット)や産地移転に伴い成長性の期待できる市場とお客様の開拓を図ってまいりました。
- ②ビジネスモデルX: ノンアパレルや検査機、自動倉庫等、収益力をアップする事業領域の拡大を更に図ってまいりました。
- ③SDGs経営X:事業を通じた新興国における雇用機会の創出や縫製工場のスマート 化支援による衣料廃棄ロス削減などの社会課題の解決を通じて"持続可能な"経営の 実現を図ってまいりました。
- ④R&DモデルX:先端技術の活用によるネットワーク/プラットフォーム事業、ロボット事業の強化や、利便性、利用価値の高い商品・サービスの開発など、イノベーティブな技術領域の拡大を図ってまいりました。
- ⑤働き方改革X:工場のスマート化、間接業務のスリム化、職責と成果重視のジョブ型 雇用制度の導入など、経営の5Sを軸とした生産体制及び管理(間接)業務体制の構 築を図ってまいりました。
- ⑥財務体質X:売上債権や在庫の回転期間適正化によるCCC(キャッシュコンバージョンサイクル)の短縮など、財務体質強化による自己資本強化と資産効率向上を図ってまいりました。

当期においては、上記経済環境の活性化を捉え、各事業において市場回復期の需要取り込みや成長分野におけるシェア拡大など全社的に営業活動を展開しましたが、一方で一部部品調達の遅れや物流遅延等の影響がありました。その結果、売上高は1,012億9千2百万円(対前年比43,9%増)となりました。

利益面につきましては、売上の増加及び工場稼働率が向上したことに加え、コスト構造改革で抑制した固定費削減の継続に努めたことや、為替相場が円安基調で推移したことから利益率は向上しましたが、一方で部品・物流コストの増加が発生しました。その結果、営業利益は38億6千8百万円(前年同期は44億6千9百万円の損失)、経常利益は34億3千9百万円(前年同期は39億5千7百万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益は21億5千4百万円(前年同期は46億8千8百万円の損失)となりました。

次に主なセグメント別の状況につきましてご報告申し上げます。

① 縫製機器&システム事業

工業用ミシンの売上高は、欧米、中国等の市場の活性化により縫製工場の稼働率が向上し、主要な市場で増加しましたが、一方でベトナムのロックダウンのお客様への影響や一部部品調達の遅れ、物流遅延等の影響がありました。その結果、縫製機器&システム事業全体の売上高は632億1千3百万円(対前年比47.9%増)となりました。

利益面においては、売上の増加及び工場稼働率の向上並びにコスト削減の継続により利益率は向上しましたが、一方で部品・物流コストの増加が発生しました。その結果、セグメント利益(経常利益)は15億1千7百万円(前年同期は22億1百万円の損失)となりました。

② 産業機器&システム事業

産業装置では、中国等を中心に5G関連等の設備投資需要を捉え、高速機を中心に戦略的な拡販を進め、対前年比55.6%増と好調であった2018年を上回る売上高となりました。また、国内を中心とした受託加工等のグループ事業の売上も対前年比増加に転じ、この結果、産業機器&システム事業全体の売上高は378億3千4百万円(対前年比37.8%増)となりました。

利益面においては、売上の増加及び工場稼働率の向上並びにコスト削減の継続により、セグメント利益(経常利益)は28億6千5百万円(前年同期は4千2百万円の損失)となりました。

(2) 設備投資の状況

当期においては、機械装置及び運搬具に3億9千9百万円、工具、器具及び備品に2億6千2百万円等、総額11億1千1百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金及び金融機関からの借入金等により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナ感染拡大の長期化による物流、サプライチェーンの混乱や米中貿易摩擦の継続による景気減速の影響、競合他社との競争の激化などが想定される一方で、AI/IoT/5G等技術革新の加速やAfterコロナを展望した市場/顧客の変化による新たなビジネス展開が進展しており、このようなニューノーマルな環境に対応した新しいビジネスモデル/経営基盤の構築が求められております。また"持続可能な開発目標(SDGs)"を受け、長期的な展望で持続可能な社会の実現に向けた取り組みは社会全体で更に加速しております。

このような事業環境の変化を踏まえ、当社はまず喫緊の課題として部品不足や物流の混乱に対応するサプライチェーンの再構築を図ると共に、2020年から2022年までを計画期間とする新中期計画2021-2022の最終年度として、また3年先の2025年も見据え、各事業について投資とリターンを明確化し、中長期視点を踏まえ重点分野への投資を積極的に行うROIC経営を導入し、コスト構造改革、事業領域拡大や新規顧客獲得など高付加価値分野の強化により収益の最大化を図ってまいります。併せて、引き続き6つの変革(6X)で事業戦略と体制戦略の変革を強力に推し進めることで、成長軌道を加速しつつ、質的変換を図ってまいります。

これらの課題に当社グループは一丸となって取り組み、株主の皆様のご期待にお応えできますよう努めてまいりますので、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- 6 -

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

				第104期	第105期	第106期	第107期
	区	分		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
							(当連結会計年度)
売	上		高	百万円	百万円	百万円	百万円
96			[F]	112, 064	99, 169	70, 401	101, 292
経	常	損	益	8, 385	2, 941	△3, 957	3, 439
親会当	社株主に 期 純	帰属す 損	る 益	6, 640	1, 763	△4, 688	2, 154
1 #	当たり当	批幼世	*	円	円	H	円
1 1/1	= 12 7 =	7岁] 小七 15	i mi	226. 68	60. 20	△160.04	73. 55
総	資		産	百万円	百万円	百万円	百万円
				119, 121	114, 715	110, 230	129, 114
純	資		産	37, 241	37, 752	31, 368	35, 672
1 株	き当たり	純 資	産	円 1, 246. 93	円 1, 264. 28	円 1, 059. 32	円 1, 203. 14

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により り算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

					第104期	第105期	第106期	第107期
	区		分		2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
								(当事業年度)
売		上		高	百万円	百万円	百万円	百万円
96				111	59, 696	50, 988	28, 326	49, 474
経	常		損	益	3, 941	1, 430	△2, 914	738
当	期	純	損	益	3, 657	1, 202	△2,806	446
1 1	ナルチ	иж	世 公古	 □ ++	円	円	円	円
1	朱当た	ツョ	州 祀 :	頃 盆	124. 84	41.05	△95.81	15. 24
4/3		<i>75</i> ₹		3/2	百万円	百万円	百万円	百万円
総		資		産	94, 571	89, 045	86, 531	96, 765
純		資		産	31, 337	31,670	28, 135	28,009
				/	,		′	,
1	株当	たり	純賞	産	円 1, 069. 69	円 1, 081. 06	960. 41	円 956. 12
			.,		1, 009. 09	1, 061. 00	900.41	930. 12

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により り算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決林	奎 比率	主要な事業内容
五 仁 泊	貝 平 並	直接所有	間接所有	主安な事未り谷
JUKIオートメーション シ ス テ ム ズ ㈱	百万円 2,618	% 91. 8	<u>%</u>	マウンタ・検査機・印刷機等の販売
JUKI産機テクノロジー㈱	300	100.0	_	マウンタ・検査機・印刷機等の製造 販売
J U K I 販 売 ㈱	86	100.0	_	日本国内の縫製機器の販売
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	US\$ 29, 435千	100.0	_	アジア地区の縫製機器の販売
重機(中国)投資有限公司	元 358, 365千	100.0	_	中国地区子会社の管理統括及び縫製 機器の販売
重機(上海)工業有限公司	元 239, 025 千	21. 3	78. 7	工業用ミシンの製造販売
JUKI AMERICA, INC.	US\$ 26, 346千	100.0	_	米州地区の縫製機器の販売
東京重機国際貿易(上海)有限公司	元 5,001千	100.0	_	中国地区のマウンタ・検査機・印刷 機等の販売
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	PLN 50千	100.0	_	欧州地区の縫製機器の販売
JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 5,000千	100.0	_	工業用ミシン及び精密鋳造部品等の 製造販売
重機(廊坊)工業有限公司	元 160,000千		100.0	工業用ミシンの製造販売

② 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事 業 内 容
縫製機器&システム事業	工業用ミシン及び家庭用ミシンの製造・販売
産業機器&システム事業	産業装置(マウンタ・検査機等)の製造販売、パーツ販売・ 保守サービス及び受託加工事業

(8) 主要な営業所及び工場

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
J U K I 株式会社	本社	東京都
J U K I M K A L	大田原工場	栃木県
JUKIオートメーションシステムズ㈱	本社	東京都
JUKI産機テクノロジー㈱	本社工場	秋田県
J U K I 販 売 ㈱	本社	東京都
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	本社	シンガポール
重機(中国)投資有限公司	本社	中国、上海市
重機(上海)工業有限公司	本社工場	中国、上海市
JUKI AMERICA, INC.	本社	アメリカ、フロリダ
東京重機国際貿易(上海)有限公司	本社	中国、上海市
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	本社	ポーランド、ワルシャワ

(9) 従業員の状況

(2021年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業	だ セ グ	メント	`	従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
縫 製 機 器	₹ & <i>シ</i>	ステ、	ム事業	3, 138名	23名増
産業機器	₹ & <i>シ</i>	ステ、	ム事業	1,786名	45名減
その	他	Ø !	事 業	101名	5名増
全	社	(共	通)	230名	15名減
合			計	5, 255名	32名減

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
830名	79名減	45.3歳	19年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(2021年12月31日現在)

	借			入			先	;			借	入	額		
														百万	円
株	式	会	社	み	ず	ほ	Š	銀	行					15, 957	
三	井 住	友	信	託 銀	! 行	株	式	会	社					6,714	
株	式 会	社	日	本 政	策	投	資	銀	行					5, 503	
株	式	会	社	Ŀ,	広	島	釗	見	行					5, 327	
み	ずに	ほ 信	託	銀	行	株	式	会	社					4, 920	
株	式 会	社	商	工 組	合	中	央	金	庫					3, 721	

2. 会社の株式に関する事項(2021年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

80,000,000株

(2) 発行済株式の総数

29,874,179株 (自己株式 579,433株を含む)

(3) 株主数

12,530名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3, 517	12.00
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1, 109	3. 78
株式会社みずほ銀行	938	3. 20
日本生命保険相互会社	732	2. 49
モルガン・スタンレー MUFG 証券株式会社	684	2. 33
朝日生命保険相互会社	569	1.94
MSCO CUSTOMER SECURITIES	525	1.79
JP モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	515	1. 75
第一生命保険株式会社	511	1.74
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	466	1. 59

(注) 持株比率は自己株式 (579,433株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年12月31日現在)

地		位	E	E	彳	Ż	担当	重要な兼職の状況
代表会	取長	締役 CEO	清	原		晃		JUKIオートメーションシステム ズ㈱代表取締役会長CEO
	取長	締 役 COO	内	梨	晋	介	[縫製機器&システムユニット管掌] 兼 縫製機器&システムユニット長 兼 「グローバル コ・オペレート センター(経営企画部、財務経理 部、人事総務部、業務プロセス革新 部)担当」 兼 「秘書室担当」	JUKIオートメーションシステム ズ㈱取締役
取専務	締執行	役 行役員	永	嶋	弘	和	産業装置カンパニー長	JUKIオートメーションシステム ズ㈱代表取締役社長C00
取	締	役	長	崎	和	三		
取	締	役	堀			裕		弁護士 国立大学法人千葉大学理事・副学長 フィデアホールディングス(㈱社外取 締役
常勤	監	査 役	鈴	木	正	彦		JUKIオートメーションシステム ズ㈱監査役 兼 JUKI産機テクノ ロジー㈱監査役 兼 重機(中国)投資 有限公司監事 兼 東京重機国際貿易 (上海)有限公司監事
監	查	役	田	中	昌	利		弁護士 特許庁審判参与
監	査	役	渡	辺	淳	子		常磐興産㈱常務取締役

- (注) 1. 取締役長崎和三氏、堀裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役長崎和三氏、堀裕氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
 - 3. 監査役田中昌利氏、渡辺淳子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 4. 監査役田中昌利氏は、所属事務所の方針により、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員の指定、届出は行っておりませんでしたが、同事務所を退所したため2022年1月1日付で届出を行っております。
 - 5. 監査役渡辺淳子氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
 - 6. 監査役鈴木正彦氏、渡辺淳子氏は、長年財務・経理関連業務等を担当した経験を有しており、財務 及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役長崎和三氏、堀裕氏、社外監査役田中昌利氏、渡辺淳子氏との間で会 社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額 を限度とする契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の役員(取締役、監査役、執行役員、幹部職)であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や訴訟費用が補填されることとなります。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に受けたことや犯罪行為に起因する 損害等は補填の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれない ようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

当社取締役の報酬等は、企業の持続的成長と企業価値向上を図るためのインセンティブが機能する報酬体系としています。

取締役の報酬等は、「月額報酬(固定報酬)」及び連結業績の達成度等により変動する「業績連動報酬(賞与)」によって構成されており、金銭報酬としております。

取締役の月額報酬は、年度ごとに職責を評価し決定するものとし、業績連動報酬(賞与)は、当社グループの収益力を示す重要な基準である連結経常利益を指標とし、各期の会社業績の達成状況及び配当等を総合的に勘案し支給総額を算定した上で、各人の業績・成果を評価、決定し、毎年一定の時期に支給しております。当事業年度の連結経常利益は、34億3千9百万円でした。

社外取締役の報酬等は、経営の監視と監督機能を担う役割と独立性の観点から月額報酬のみとしております。

なお、2022年3月28日開催予定の第107回定時株主総会において、「取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決されることを前提に、株主利益と連動した報酬体系とするために報酬の一部を「譲渡制限付株式報酬」として

支給することといたします。これにより、取締役の報酬等は、「月額報酬 (固定報酬)」及び「業績連動報酬 (賞与)」並びに「譲渡制限付株式報酬」で構成される報酬体系となります。

「譲渡制限付株式報酬」の概要は以下のとおりです。

・譲渡制限付株式報酬の上限 総額5千万円(1年間あたり)

・付与する株式数の上限 100,000株 (1年間あたり)

・譲渡制限期間 退任日まで

(決定のプロセス)

取締役の報酬等に関する決定プロセスは、取締役の報酬決定に係る機能の独立性・客観性を強化するために、独立社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名・報酬諮問委員会において、代表取締役会長CEOから提案された報酬案について審議を行い、取締役会へ答申を行います。取締役会は、同委員会より答申を受けた内容についてその妥当性を審議し決定いたします。

当事業年度において、取締役会は、指名・報酬諮問委員会の答申が当社の決定方針に沿うものであると判断致しました。

なお、監査役の報酬等は、その役割を考慮し月額報酬のみとしております。

② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬等の限度額は、2007年6月28日開催の第92回定時株主総会において、年額4億8千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、当社監査役の報酬等の限度額は、年額8千万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名、監査役の員数は4名です。

③ 報酬等の総額

	報酬等の総額	報酬等の種類別の	の総額(百万円)	対象となる役員
区 分	(百万円)	月額報酬(固定報酬)	業績連動報酬(賞与)	の員数(名)
取 締 役	138	128	9 (—)	7
(うち社外取締役)	(14)	(14)		(2)
監 査 役	25	25	_	3
(うち社外監査役)	(12)	(12)	(—)	(2)

(注)上記には、当事業年度中に退任した取締役2名を含んでいます。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等 重要な兼職の状況等につきましては、12ページに記載のとおりであります。 なお、当社との間には特記すべき関係はございません。

② 社外役員の主な活動状況

区		分	氏 名	主な活動状況及び社外取締役が期待される 役割に関して行った職務の概要
取	締	役	長崎和 三	当期開催の取締役会12回のすべてに出席いたしました。製造業の経営者としての豊富な経験及び知識並びに企業経営に関する高い見識と監督能力を背景に具体的な経験談も交え、当社及びグループ会社の経営等に関する客観的かつ的確な助言・提言を積極的に行っております。
			堀裕	当期開催の取締役会12回のすべてに出席いたしました。弁護士として長年培われた専門的な法律知識及び実業界における他社の取締役経験から、当社及びグループ会社の経営等に関する客観的かつ的確な助言・提言を積極的に行っております。
監	杳	役	田中昌利	当期開催の取締役会12回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
<u> </u>	11.	仅	渡辺淳子	当期開催の取締役会12回のすべてに、また、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等 の総額等	4名	26百万円

(ご参考) 執行役員及び幹部職(コーポレートオフィサー)

(2021年12月31日現在)

	坩	Į	1	位		氏 名		Z	担当及び重要な兼職の状況		
常	務	執	行	役	員	後	藤	博	文	重機(中国)投資有限公司執行董事 兼 本部総経理	
常	務	執	行	役	員	冏	部		裕	「事業センター (縫製機器&システムユニット) 副担当 (中国・ 東南アジア・オセアニア地域所管)」 [上海駐在] 兼 重機 (中国) 投資有限公司 総裁 (販売)	
常	務	執	行	役	員	石	橋	次	郎	「事業センター(縫製機器&システムユニット 付加価値構造改革)担当」 兼 縫製機器&システムユニット営業推進部長	
常	務	執	行	役	員	=	瓶	勝	美	「事業センター(縫製機器&システムユニット)副担当(西南ア ジア・中東・中南部アフリカ地域所管)」[インド駐在] 兼 JUKI INDIA PVT.LTD.取締役会長	
常	務	執	行	役	員	松	本		潔	「生産センター担当」 兼「事業センター (グループ事業カンパニー) 担当」	
常	務	執	行	役	員	安	西		洋	「開発センター担当」 兼 「グローバル コ・オペレートセンター (経営企画部 (アライアンス)、情報システム部) 担当」	
コー	コーポレートオフィサー (グループ会社担当)			サー	新	田		実	JUKI AMERICA INC. 取締役社長 兼 縫製機器&システムユニット副ユニット長(北米・中南米地域 所管)		
= -	ーポし	/-	トオ	フィ	サー	貫	井	邦	夫	グループ事業カンパニー長 兼 グループ事業カンパニー開発部長	
コー	ーポし	/ -]	トオ	フィ	サー	中	尾	憲		「生産センター副担当」 兼 ものづくり技術部長	
コー	ーポし	/ -]	トオ	フィ	サー	植	草	敬	_	カスタマービジネスカンパニー長	
J-				フィ゛ 担当)	サー	鈴	木	将	義	JUKI会津㈱ 代表取締役社長 兼 ㈱鈴民精密工業所 取締役会 長	
J -	ーポし	/-	トオ	フィヤ	サー	鈴	木	康	之	縫製機器開発部長	
7				フィブ 担当)	サー	Щ	中	敏	幸	JUKI SINGAPORE PTE.LTD. 取締役社長(ベトナム・インドネシア・タイ地域所管) 兼 JUKI (THAILAND) CO., LTD. 取締役社長 兼 JUKI MACHINERY VIETNAM CO., LTD. 取締役社長 [ホーチミン駐在]	
コー	ーポし	·- 1	トオコ	フィ	サー	南		大	造	財務経理部長	
3-				フィ 担当)	サー	野	﨑	修	<u></u>	JUKI (VIETNAM) CO., LTD. 取締役社長	
コー	ポル	<u> </u>	トオ	フィ	サー	塚	野		朗	人事総務部長	

4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

71百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

81百万円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と 金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分でき ないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識に関する会計基準」の適用における会計方針の検討に関する助言・指導業務等について対価を支払っており、それらは上記②の報酬等の合計額に含めております。
 - 4. 当社の重要な子会社のうち、JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、重機(中国)投資有限公司、重機(上海)工業有限公司、東京重機国際貿易(上海)有限公司、JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.、JUKI (VIETNAM) CO., LTD.、重機(廊坊)工業有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
- (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において、2021年2月12日に決議し2022年2月9日に確認された事項は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
 - ② 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
 - ③ 当社及び当社の子会社(以下「グループ会社」という)から成る企業集団全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。
- (3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 「リスク管理規定」を定め、当社及びグループ会社全体のリスクの管理を行う。
 - ② 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるととも に、各部門のリスク対策活動を管理する。
 - ③ 具現化したリスクに関しては、危機の規模に応じて「危機対策本部」あるいは「危機対 応タスクフォース」を設置し迅速な対応措置を執る。
- (4) 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための 体制
 - ① 執行役員制度及び幹部職制度(コーポレートオフィサー(役付執行役員を除く執行役員 に相当する幹部職))を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員・コ ーポレートオフィサーに移譲し、職務執行の迅速化に努める。
 - ② 「取締役会規定」及び「権限規定」に沿って取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
 - ③ 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、社長が決定を行う。
 - ④ 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。

- (5) 当社の使用人並びにグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
 - ② 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、 法令遵守の徹底をはかる。
 - ③ 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
 - ④ 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
 - ⑤ 当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - ⑥ 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員 相談窓口」を設ける。
- (6) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① グループ会社は、「グループ経営会議」において、経営方針・経営計画について当社に 報告を行い、チェックと調整をする。
 - ② グループ会社は、「グループ会社管理規定」に従い、当社に定期的及び必要に応じ報告を行う。
 - ③ グループ会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに当社の内部統制・コンプライアンス担当役員に報告する。
- (7) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
 - ① 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
 - ② グループ会社における経営資源配分の意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
 - ③ グループ監査部は、当社及びグループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ① 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。

- (9) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べることが出来る。
 - ② 「監査役室」に属する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を速やかに収集する。
- (10) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ① 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に出席し、自ら必要な情報を収集する。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
 - ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接当社の担当部門並びにグループ会社の取締役等及び使用人からその報告を受ける。
- (11) 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないこと を確保するための体制
 - ① 監査役への報告をした者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規定」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の職務の執行 について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ① 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年監査役の計画する予算を計上する。
 - ② 前号の予算外であっても、監査役が監査の実効性を確保するために必要と判断する費用 の発生が見込まれる場合は、適切に対応する。
- (13) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
 - ① 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表 取締役との意見交換を随時に行う。
 - ② 監査役は、必要に応じてグループ監査部と連携をとり、監査役監査を行う。
 - ③ 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携をとり、監査役監査を行う。
- (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する 体制の整備及び運用を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- (1) コンプライアンス体制
 - ・「コンプライアンス規定」に則り、グループ会社も含め、コンプライアンス体制の運用 の徹底を図っています。
 - ・グループ社員にも分かりやすく、シンプルで普遍性のある内容に見直した「JUKIグループ社員行動規範」を配布し、グループ社員一人ひとりまでコンプライアンスの徹底を図っています。
 - 「反社会的勢力に関する宣言文」を掲示、契約書の条項にも反映させています。

(2) リスク管理体制

- ・「リスク管理規定」に則り、「リスク管理会議」を原則四半期ごとに1回開催し、グループ会社も含めたリスク抽出、リスク評価及び対策を実施しました。
- ・危機発生の地域、規模や内容に沿って「危機対応タスクフォース」、「危機対策本部」を 立ち上げ対応し、取締役会に報告、審議するなど改善をしています。

(3) 取締役の職務の執行体制

- ・「取締役会規定」「役付執行役員規定」「幹部職規定」「権限規定」及び「組織規定」において、職務の執行が迅速にかつ効率的に行われるよう努めています。
- ・「経営戦略会議」を原則月2回開催し、重要事項に掛かる迅速な意思決定を行っています。

(4) グループ会社管理体制

・「組織規定」「グループ会社管理規定」において、報告体制、機能別組織による経営管理 体制を定めており、半期に1回「グループ経営会議」を開催し、グループ会社の経営方 針・経営計画の報告を行い、運用状況のチェックと調整を行いました。

(5) 内部監査

- ・当社及びグループ会社の内部監査を内部監査計画に則り実施しました。
- ・グループ会社及び拠点を対象に主要項目や個別テーマを軸とした自己評価を実施し、そ の結果をもとに改善指導を行いました。

(6) 監査役の活動に関わる体制

- ・監査役を補佐する組織として「監査役室」を設置し、必要な情報収集を行っています。
- ・監査役は、3ヵ月に一度代表取締役との意見交換を行っています。
- ・監査役は、公認会計士とは、会計監査に関し定期的に情報交換を行い、監査の実効性を 確保しています。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科 目	金額
流 動 資 産	94, 806	流動負債	67, 120
現金及び預金	6, 594	支払手形及び買掛金	$\overline{13,917}$
受取手形及び売掛金	34, 099	電子記録債務	5, 913
商品及び製品	34, 140	短 期 借 入 金	38, 287
仕 掛 品	4, 939	リース債務	84
原材料及び貯蔵品	12,009	未 払 金	1, 103
そ の 他	3, 341	未 払 費 用	4, 154
貸 倒 引 当 金	△319	未 払 法 人 税 等	806
		賞 与 引 当 金	34
<u>固定資産</u>	34, 308	設備関係支払手形	68
有形固定資産	<u>22, 770</u>	為 替 予 約	798
建物及び構築物	10, 726	そ の 他	1, 950
機械装置及び運搬具	3, 265		
工具、器具及び備品	951	<u>固定負債</u>	<u>26, 322</u>
土地	6, 322	長期借入金	19, 386
リース資産	268	リース債務	188
建設仮勘定	176	役員退職慰労引当金	36
そ の 他	1, 060	退職給付に係る負債	5, 273
無形固定資産	<u>1, 889</u>	そ の 他	1, 436
投資その他の資産	9, 649		
投 資 有 価 証 券	3, 831	負 債 合 計	93, 442
長期貸付金	119	純資産の	
長期前払費用	224	株 主 資 本	<u>36, 070</u>
繰 延 税 金 資 産	2, 976	資 本 金	18, 044
退職給付に係る資産	1, 542	資本剰余金	1, 990
その他	2, 268	利益剰余金	16, 642
貸 倒 引 当 金	△1, 312	自己株式	△607
		その他の包括利益累計額	△824
		その他有価証券評価差額金	496
		為替換算調整勘定	△1, 484
		退職給付に係る調整累計額	163
		非支配株主持分	<u>426</u>
		純 資 産 合 計	35, 672
資 産 合 計	129, 114	負債及び純資産合計	129, 114

連結損益計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

	科			目			金	額
売		上			高			101, 292
売	_	Ł	原		価			73, 281
	5	는 노	総	利	」 益			28, 011
販	売 費 2	え び 一	- 般 管	章 理	費			24, 143
		営	業	利	益			3, 868
営	業	外	収		益			
	受	取		利	 息		55	
	受	取	配	当	金		134	
	受	取	手	数	料		195	
	貸倒	引	当 金	戻	入 益		64	
	助	成	金	収	入		226	
	IJ 4	ナイ	ク	ル	収 入		117	
	そ		の		他	I	324	1, 117
営	業	外	費		用			,
	支	払		利	息		655	
		法	投		損失		3	
	為	替		差	損		765	
	そ		の		他		122	1, 546
	ŕ	圣	常	利	益			3, 439
特		[i]	利		益			
		官 資	産		却 益		18	18
特	5	[i]	損		失			
	固定	資	産除	売	却 損		29	
	新型コ	ロナウイ	ルス感	染症に。	よる損失		82	112
		总金 等 詞						3, 345
	法人税			なび事			1, 362	
	法 人	税	等		整額		△264	1,098
		当 期	-					2, 247
	非支配相							92
		見会社株主						2, 154

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から) 2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	18, 044	1, 990	15, 073	△607	34, 501
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△585		△585
親会社株主に帰属する 当期 純 利 益			2, 154		2, 154
自己株式の取得				$\triangle 0$	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1, 568	△0	1, 568
当 期 末 残 高	18, 044	1, 990	16, 642	△607	36, 070

(単位:百万円)

	その	他の包括	舌 利 益 累	計 額		
	その他有価証 券評価差額金			その他の包括 利益累計額合計	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	478	△4, 063	116	△3, 468	335	31, 368
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△585
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						2, 154
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	17	2, 579	47	2, 644	91	2, 735
当期変動額合計	17	2, 579	47	2, 644	91	4, 303
当 期 末 残 高	496	△1, 484	163	△824	426	35, 672

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位:百万円)

資産の			프(
科目	部 金 額	<u>負債</u> の 科目	部 金 額
	49, 072	流動負債	51, 050
	812		519
現金 現 金 取 預 金 形 金 形 金 品	402	支 払 手 形務 電 子 記 掛 金 質 期 借 入 金 関 係 会 社 短 期 借	1, 116
	21, 093	買掛盤	7, 599
商品及び製品	2, 644	短期借入金	23, 040
	1, 734	短 期 借 入 金 関係会社短期借入金	1, 973
原材料及び貯蔵品	96		41
大	654	リース債務	13, 807
短期貸付金	9, 040	未 払 費 用	1, 746
大	10, 379	未払法人税等	109
未 収 短 期 貸 付 金 未 収 の 他	2, 215	預りる金	137
固定資産	47, 692	設備関係電子記録債務	17
│ <u>□ 左 </u>	12, 176	為替予約	798
	7, 221	る の 他	142
	87	為 替 予 約	17, 705
機械及び装置	263	長期借入金	$\frac{17,766}{14,613}$
車両運搬具	0	リース債務	107
工具、器具及び備品	156	退職給付引当金	2, 969
土地地	4, 226	退職給付引当金	15
リース 資産	148	, , ,	
建 設 仮 勘 定	72		
無 形 固 定 資 産	1, 347	負 債 合 計	68, 755
特許権	387	純 資 産 の	部
ソ フ ト ウ エ ア	945	株 主 資 本	27, 511
リース資産	0	<u></u> 資 本 金	$\overline{18,044}$
そ の 他	14	資本剰余金	2,094
投資その他の資産	34, 168	資本準備金	2,094
投資有価 証券 関係会社株式	2, 253	利 益 剰 余 金	7, 980
投資有価証券 関係会社株式	20, 968	利益準備金	622
関係会社出資金	8, 416	その他利益剰余金	7, 358
出資金	352	繰越利益剰余金	7, 358
関係会社長期未収入金	2,606	自 己 株 式	$\triangle 607$
破 産 更 生 債 権 等	18	評 価・ 換 算 差 額 等	<u>497</u>
	10	その他有価証券評価差額金	$\overline{497}$
長期前 払費 用 操延税 金 で で り	1, 113		
その他	356		
貸 倒 引 当 金	△1,928		
		純 資 産 合 計	28, 009
資 産 合 計	96, 765	負債及び純資産合計	96, 765

損益計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

	科		目		金	額
売		上	高			49, 474
売	上	原	価			43, 762
	売	上 総	利	益		5, 711
販	売 費 及	び 一 般 管	理費			7, 698
	営	業	損	失		1, 986
営	業	外 収	益			
	受 取	利 息 及 ひ	彩配 当	金	1,637	
	受	取 手	数	料	1, 523	
	そ	\mathcal{O}		他	476	3, 637
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	366	
	為	替	差	損	542	
	そ	\mathcal{O}		他	4	913
	経	常	利	益		738
特	別	損	失			
	固定	資 産 除	売 却	損	20	20
	税	引前当其	期 純 利	益		717
	法人税、	住 民 税 及	び事業	税	261	
	法 人	税等	調 整	額	9	270
	当	期 純	利	益		446

⁽注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

計算

報

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から) (2021年12月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主	資	本	
		資本乗	利 余 金	利益	差 剰	余 金
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	18, 044	2, 094	2, 094	563	7, 556	8, 120
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立				58	△58	_
剰 余 金 の 配 当					△585	△585
当 期 純 利 益					446	446
自己株式の取得						-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	_	58	△198	△139
当 期 末 残 高	18, 044	2, 094	2, 094	622	7, 358	7, 980

(単位:百万円)

	株 主	資 本	評価・換	算差額等	
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評価·換算差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△607	27, 651	483	483	28, 135
当期変動額		_			_
剰余金の配当		△585			△585
当期 純 利 益		446			446
自己株式の取得	$\triangle 0$	$\triangle 0$			$\triangle 0$
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			13	13	13
当期変動額合計	△0	△139	13	13	△126
当 期 末 残 高	△607	27, 511	497	497	28, 009

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

JUK I 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 岡本 健一郎 📵

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉原一貴剛

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、JUKI株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JUKI株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切 な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月9日

JUK I 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 岡本 健一郎 📵

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 吉原一貴甸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JUKI株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月9日

JUK I 株 式 会 社 監 査 役 会 常 勤監 査 役 田 中 昌 利 印 監 査 役 渡 辺 淳 子 卿

(注) 監査役田中昌利及び監査役渡辺淳子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

	〈メ モ	欄〉		
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
_				
-				

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、当期の業績に加え、将来に亘る磐石な事業基盤を構築すべく、積極的な開発投資、設備投資を行っていくための内部留保等を総合的に勘案しつつ、安定的な配当による株主様への利益還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針を踏まえ、第107期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金25円 総額732,368,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1)変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2)変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

	(ト緑は変更固別
現行定款	変更案
総会参考書類等のインターネット	
なし提供)	
当会社は、株主総会の招集に際し、	< 削除 >
株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類に記載また	
は表示をすべき事項に係る情報を、	
- 法務省令に定めるところに従いイン	
ターネットを利用する方法で開示す	
ることにより、株主に対して提供し	
 たものとみなすことができる。	
	総会参考書類等のインターネット なし提供) 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算 書類および連結計算書類に記載また は表示をすべき事項に係る情報を、 法務省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開示す ることにより、株主に対して提供し

栱
াক্
主
4//
心
会
厽
奓
耂
ゼ
畫
賏

現行定款		変更案
< 新 設 >	(電子提	供措置等)
	第16条	当会社は、株主総会の招集に際し、
		株主総会参考書類等の内容である情
		報について、電子提供措置をとるも
		<u>のとする。</u>
	2	当会社は、電子提供措置をとる事項
		のうち法務省令で定めるものの全部
		または一部について、議決権の基準
		日までに書面交付請求した株主に対
		して交付する書面に記載しないこと
		<u>ができる。</u>
	(附則)	
< 新 設 >	第1条	現行定款第16条(株主総会参考書類
		等のインターネット開示とみなし提
		供)の削除および変更案第16条(電
		子提供措置等)の新設は、会社法の
		一部を改正する法律(令和元年法律
		第70号)附則第1条ただし書きに規
		定する改正規定の施行の日(以下
		「施行日」という)から効力を生ず
	tota - ta	<u>るものとする。</u>
	第2条	前条の規定にかかわらず、施行日か
		ららか月以内の日を株主総会の日と
		する株主総会については、現行定款
	Mr o M	第16条はなお効力を有する。
	<u>第3条</u>	本附則は、施行日から6か月を経過
		した日または前条の株主総会の日か
		ら3か月を経過した日のいずれか遅
		<u>い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、 あらためて取締役5名(うち社外取締役2名)の選任をお願いいたしたいと存じ ます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

		(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	,
候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 清原 見 (1951年11月26日)	1974年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 2002年4月 ㈱みずほ銀行執行役員法人企画部長 2003年3月 同行常務執行役員 2007年3月 みずほキャピタル㈱代表取締役社長 2009年5月 当社入社顧問 2009年6月 専務取締役CAO兼CCO 2009年7月 専務取締役CFO兼CCO 2010年6月 代表取締役社長 2013年8月 代表取締役社長兼JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役社長 2021年1月 代表取締役会長CEO兼JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役会長CEO兼JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役会長CEO(現)	49, 029株
	の議長として取締役会 責任者として豊富な紹	役社長を務め、2021年1月からは代表取締役会長CEOを務めておぎ適正に運営するとともにその意思決定や監督機能も適切に果た≦験と知見によりグループの経営全般を管掌し、優れた実績を有じ企業価値向上に向けて、そのビジョンの牽引者として強いリーダたしました。	し、最高経営しております。
	再 任	1979年4月 (株富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 2004年8月 (株みずほ銀行蒲田支店長 2010年4月 同行執行役員審査第四部長 2011年5月 当社入社上席執行役員 2013年3月 常務執行役員「管理センター(事業管理部、財務経 理部)担当」	
2	うち なし しん すけ 内 梨 晋 介 (1957年3月26日)	2014年3月 常務執行役員「管理センター(財務経理部)担当」 兼「生産センター担当」 2017年1月 常務執行役員「グローバル コ・オペレートセンター(財務経理部)担当」兼「事業センター(グループ事業カンパニー)担当」兼「生産センター担当」	25, 790株
		2017年3月 取締役常務執行役員 2018年3月 取締役専務執行役員 2020年3月 代表取締役専務執行役員 2021年1月 代表取締役社長COO(現)	
	富な経験と知見を有し 2020年から代表取締役	里由】 務めており、財務経理、グループ事業、生産センターなど幅広く管 し、経営管理と事業運営の双方において適切に職務を遂行してま として社長補佐の任を、さらに2021年1月から代表取締役社長CC して業務執行力の強化による事業計画の実行性を高められる人材	といりました。 ○Oを務めてお

計算書

書

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数		
3	再任 なが しま ひろ かず 永 嶋 弘 和 (1958年2月1日)	1978年4月 当社入社 2004年1月 執行役員 産業装置事業部事業部長代行 2005年3月 執行役員 産業装置事業部長 2005年6月 取締役 産業装置事業部長 2006年6月 常務取締役 産業装置事業部長 2011年4月 常務取締役「事業センター(産業装置ユニット)担当」兼「品質保証部担当」兼産業装置ユニット長 2013年3月 取締役常務執行役員「事業センター(産業装置ユニット長 2013年8月 取締役兼JUKIオートメーションシステムズ㈱専務取締役 2014年3月 取締役兼JUKIオートメーションシステムズ㈱取締役専務執行役員 2016年3月 JUKIオートメーションシステムズ㈱取締役専務執行役員 2019年4月 JUKIオートメーションシステムズ㈱取締役副社長執行役員 2021年3月 取締役専務執行役員兼JUKIオートメーションシステムズ㈱取締役副	20, 963株		
【取締役候補者とした理由】 2021年に取締役専務執行役員及びJUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役社長COOに 就任し、産業装置事業におけるマーケティング・営業等についての豊富な経験と知見を活かし産業装置事業を統括し、適切に職務を遂行しております。今後もソリューション営業の実践による顧客基盤 の拡大及び事業領域拡大に貢献できる人材と判断いたしました。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
4	再任 社外 独立 なが きき かず み 長 崎 和 三 (1951年5月28日)	1976年4月 ブリヂストンタイヤ㈱ (現㈱ブリヂストン) 入社 1998年11月 同社生産システム開発部長 2003年3月 同社熊本工場長 2005年1月 同社横浜工場長 2005年7月 同社化工品生産本部主任部員 2008年7月 ㈱ブリヂストンEMK代表取締役社長 2014年1月 ㈱ブリヂストンEMK取締役相談役 2014年2月 ㈱ブリヂストンEMK相談役 2014年3月 当社取締役(現)	0株
	2014年から当社社外国 ります。製造業の経営	した理由と期待される役割の概要】 取締役を務めており、就任してからの年数は、本総会終結の時をも 者としての豊富な経験及び知識並びに企業経営に関する高い見識 D確な助言と意思決定の役割が期待でき、社外取締役として適任で	と監督能力を
5	2016年から当社社外国	1979年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1989年12月 堀裕法律事務所(現堀総合法律事務所) 代表弁護士(現) 1999年6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師 2004年4月 国立大学法人千葉大学理事・副学長(現) 2010年4月 内閣府・公益認定等委員会委員 2016年3月 当社取締役(現) 2016年6月 フィデアホールディングス(株社外取締役(現)) 2017年8月 (株パソナグループ社外取締役	
		・長年培われた専門的な法律知識及び実業界における他社の取締役 にじめ的確な助言と意思決定の役割が期待でき、社外取締役として	

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 長崎和三氏、堀裕氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
 - 3. 当社は、長崎和三氏、堀裕氏との間で、当社定款第31条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。

なお、当該保険については、2022年2月27日付で従前の内容で更新されており、1年経過後の次回更 新時には同内容での更新を予定しております。 (ご参考)

第3号議案が承認された場合の役員体制及びスキルマトリックス 第3号議案が承認された場合の取締役会の構成及び各役員の専門性は、下記の とおりです。

【取締役会の構成】当社の取締役のスキルマトリックス

氏名		独立社外取締役	企業 経営	財務・ 会計	法務・ コンプラ イアンス	グロー バル	営業・ マーケテ ィング	製造・ 品質 管理・ 研究開発	環境・ 社会	人事 労務・ 人材開発
清原	晃		0	0	0	0	0		0	0
内梨	晋介		0	0	0			0	0	
永嶋	弘和		0			0	0	0		0
長崎	和三	0	0	0				0	0	0
堀	裕	0	0		0	0			0	0

(注) 上記の一覧表は各取締役候補者の有するすべての知見・経験を表すものではなく代表的と思われる スキルとして表したものです。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役中村宏氏及び二瓶ひろ子氏の選任に係る株主総会の決議の効力は、 本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くこ とになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

1 TF	八監宜仅候佣有に	よ、がりこ	わりくめりより。	
候補者番 号			略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	後藤 博文 (1955年1月9日)	2009年6月 2010年7月 2014年3月 2016年3月	当社入社 家庭用ミシン事業部長 財務部長 執行役員重機(中国)投資有限公司董事兼総経理 常務執行役員重機(中国)投資有限公司董事長兼 総経理 常務執行役員「グローバルコ・オペレートセンター(経営企画部、人事部、業務改革、産業装置 B PR)担当」兼「秘書室担当」兼「監査部担当」 兼「内部統制・コンプライアンス担当」 常勤監査役	20, 212株
		に就任してお	り、 財務、経営企画、内部監査、内部統制・コンプ 上の経営全般に関する的確な助言と監査が期待でき適	

— 44 **—**

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数			
2	三 瓶 ひろ子 (1976年8月23日)	1999年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 2008年3月 同行退社 2009年9月 司法修習修了、弁護士登録(第一東京弁護士会) 2009年10月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所 アソシエイト弁護士 2014年9月 オックスフォード大学法学修士号取得 2016年1月 同法律事務所 カウンセル弁護士(現) 2019年3月 早稲田大学大学院 法学研究科先端法学専攻知的財産法LL.M. 先端法学修士号取得 2019年6月 ㈱シード社外監査役(現) 2020年1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人監督役員(現)	0株			
	【補欠監査役候補者とした理由】 弁護士として培われた専門的な法律知識及び国際商事等法務関連の幅広い経験から、コンプライアンス面をはじめ的確な助言と監査が期待でき、併せてダイバーシティ(多様性)推進の観点からも適任であると判断いたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
 - 2. 後藤博文氏は社外監査役以外の補欠で、二瓶ひろ子氏は社外監査役の補欠であります。
 - 3. 二瓶ひろ子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の 選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
 - 4. 当社は、二瓶ひろ子氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当社定款第43条に定める会社法 第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、法令が規定する額であります。
 - 5. 当社は、監査役が被保険者となる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、補欠 監査役が監査役に就任した場合には、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関 し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当 該保険により補填することとしております。
 - 6. 当社は、補欠監査役について、その就任前にその選任の取消しを行う場合があります。 取消しの手続きは、取締役会の過半数の決議によるものとし、監査役会の同意を得るものとします。

第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための 報酬決定の件

今般、当社の取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)に対して、当 社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一 層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支 給することとしたいと存じます。

当社の取締役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第92回定時株主総会において、年額4億8千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とご承認いただいております。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の報酬枠の範囲内で年額5千万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、現在の取締役は5名(うち社外取締役2名)でありますが、第3号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名(うち社外取締役2名)となります。

1. 譲渡制限付株式の総数及び割当並びに払込

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当を含む。)又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整することができるものとします。

なお、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(当該方針の内容は、当社の第107期事業報告13頁から14頁をご参照下さい。)及びその他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

2. 本割当契約の内容の概要

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中に継続して当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

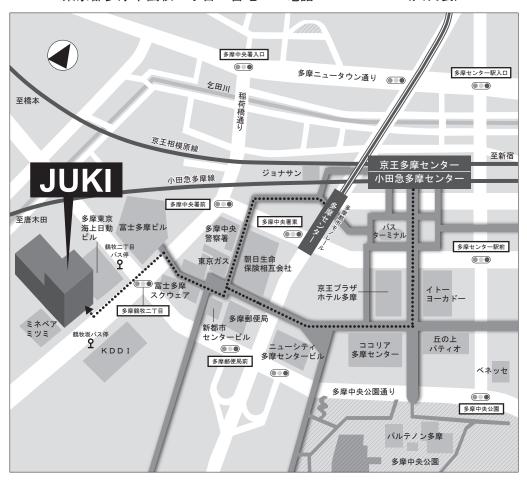
(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社及び当社一部子会社の役付執行役員と幹部職(コーポレートオフィサー)等に対し、割当てる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地 1 電話042-357-2211 (大代表)



交 通

- ●京王相模原線「京王多摩センター駅」下車 徒歩 約12分
- ●小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車 徒歩 約12分
- ●多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車 徒歩 約10分